

《博士論文要旨および審査報告》

窪田 藍 日本古代の「危機管理」と 律令国家

——学位請求論文——

I 論文要旨

窪田 藍

本稿は日本古代における国家の「危機管理」を主に災害発生時への対応を事例にとって論じたものである。

序章では、まず日本古代史の研究において、災害史にはほとんど目が向けられておらず近年そのことが日本古代史の研究者によって問題視されていることを指摘した。災害は「天命思想」にかかわり、イデオロギー的な見方をされる事が多いが、災害が実際に大きな被害をもたらしていたことは動かしがたい事実であり、「人物に害あるもの」とされた災害へ対応、つまり「管理」することは自らの支配を成立させる上で欠くことのできないことであったことを明らかにした。したがって、本稿の災害史の研究は、その前後における古代国家の対応を、国家存立に必要な装置と位置付け、その特質を明らかにするものであるとし、本稿では災害を「危機」、その対応を「管理」と位置付けた。

第1章では、日本古代において具体的にいかなる事象が「危機」として認識されていたのかを検討し、第2章以下で論じる災害を考える上での前提とした。そもそも「危機」の語が登場するのは管見の限り一四世紀である。そこで本章では、まず「危」が日本古代の史料では「急」と通じることを出発点に、公式令国有急速条に代表されるような、緊急情報伝達手段である飛駅・馳駅に注目した。すなわち、飛駅や馳駅の対象となる「急速大事」の内容こそが日本の古代国家の認識した「危機」であったことを改めて裏付けた。

第2章では、日本古代国家にとって「危機」とされた災害が発生した際に最も頻繁に行われた賑給について検討した。『続日本紀』にみえる「賑恤」・「賑給」の語が一つの条文に併用されていたことから、両者が使い分けられていることに注目し、その視点から『続日本紀』中の両者の語の使われ方を注視すると、前者

は王権の施恵、後者は国司主導という意味合いが強いことを指摘した。また天平以前は「賑恤」の語が多く、天平期は両者が混在し、天平宝字以降「賑給」という語に統一されていく流れがあり、このことは、国司が実質的に機能し、国衙財政が整備されることによって財政面においても責任を問われる時期となるに至って、賑給も「王権の施恵」から「国司主導」へとその性格が転換していったのであると結論付けた。

第3章では、第2章での災害全体の対応に対して、個別の災害として河川の氾濫とそれに伴う洪水を扱った。特に堤防修築に関する規定である營繕令近大水条を検討し、堤防修築には通常修理と緊急修理の二つのケースがあったことを指摘した。また、近大水条の通常修理と緊急修理を実例に当てはめた結果、堤防修築が行われるのは、ほぼ八世紀後半から九世紀初期に限定され、九世紀半ば以降になると、ほとんど京・畿内に集中し、洪水や堤防決壊の起こったことを記すのみになる傾向がうかがえた。その中でも緊急の修築は、特に天平宝字年間に集中していることが分かった。この傾向は堤防修築に限らず、地方における大規模な河道の変更・改修工事にも見られる。この流れは、第2章で見た「賑恤」から「賑給」への変遷記時期と見事に一致するのである。一方で、九世紀半ば以降になると、ほとんど京・畿内に集中し、洪水や堤防決壊の起こったことを記すのみになるのは、本章第3節第2項の広野河事件に象徴されるように、律令国家の権力が地方にまで浸透しなくなったこととまさに合致するのである。

附論では、十四世紀に書かれた『異国牒状記』から日本古代国家により第一義的な「危機」として認識されていた対外関係について検討した。本論ではこの中に記載されている「文武天皇慶雲二年」にもたらされたと言われる唐からの「牒状」は、養老2年、坂合部大分が帰国した際に持ち帰ったものであると考えるのが妥当であるとの結論を得た。

II 審査報告

(主査) 専修大学文学部 教授 矢野 建一

(副査) 専修大学文学部 教授 飯尾 秀幸

(副査) 大東文化大学文学部 准教授 宮瀧 交二

審査委員会は、提出された本論文を問題関心、研究の先進性、論文構成の説得性、研究の到達点、史料批判の妥当性、学界への貢献度などを中心に審査した。また、口述試験において、直接、請求者本人より上記の審査点について質問し、判断材料をえた。

1. 論文の骨子と評価

窪田藍氏の学位請求論文『日本古代の「危機管理」と律令国家』は、古代国家による危機管理という視点から、古代社会に生じたさまざまな自然災害や疫病に対する国家の対応を中心に論じたものである。

古代国家の危機といえば、通常、内乱や外国との軍事衝突などが想起される。しかし窪田論文は、むしろ日本列島において毎年のように繰り返される風水害などの自然災害や疫病など日常にひそむ危機と、それに対する救済・治水・療病などの国家側の対応（管理）に焦点をしぼり、それを通じて立ち現れる日本の律令国家の特質を明らかにしようとしたものといえる。

まず、序章では、古代の災害が「災害史」という狭溢な分野史に据え置かれていることを批判し、天命思想等との関連から国家による救済策は王権・国家存立にとって不可欠の体制維持のための装置であったとする。またこうした「災害史」研究の立ち後れの背景には、戦後古代史研究の「開発肯定史観」が有形無形の影響を与えていたとするが、傾聴すべき指摘といえよう。

第一章では、そもそも日本古代の「危機」とは何かを論じている。日本の古代には「危機」という文言それ自体は存在しないものの、古代史の史料・文献では「急」が「危」に通じることに着目し、公式令の国有急速条・国有瑞条に見られる緊急情報伝達の手段によって報じられる事項（急速大事・小事）こそが危機に相当するものであることを明らかにしている。また、この緊急情報伝達の方式には「飛駅」・「馳駅」の別があり、その異同をめぐって長年論争がなされてきたが、本章では「公式令」と「出雲国計会帳」や秋田城地震など災害関係の文書・記録による実施例の検討を通じて、古代の危機に際しての伝達方式はおおむね「馳駅」に収斂され、飛駅は特段の場合にのみ限定されることを明らかとした。本章は、

日常のなかにひそむ危機の伝達方式という視点から「馳駟」の重要性を明らかにしたもので、二章以下で展開される危機管理における国司・国衙体制の整備という指摘と相まって、きわめて蓋然性の高い結論となっている。なお、この「馳駟」論は、戦後の古代史研究のなかで未解決とされる「飛駟・馳駟論争」に新たな展開を予期させる斬新なもので、学界に裨益するところが少なくないといえよう。

第二章では、古代国家にとって危機とされる災害が発生した場合、救民政策の柱となった「賑恤」と「賑給」を、それぞれ大きく3節に分けて論じている。たしかに『日本書紀』『続日本紀』では、両者は明確な書き分けがなされており、時代的に前者は7世紀後半～8世紀前半の律令国家の形成期、後者は国司制度・国衙財政の確立期の8世紀後半期（いわゆる四百年号時代）以降に当たっているとする。その範囲も畿内から七道に拡大する傾向を見せており、王権による施恵（めぐみ）という恣意的・個別的対応から国司・国衙主導の全国型に転換した証左としている。400点をこえる膨大な史料を整理・検討しての結論には説得力があり、最近の政治史や国衙財政史の研究結果ともよく合致している。

第三章では、古代社会で最も多く発生した洪水に対する堤防修築のメカニズムを危機管理との関連から分析している。古代の堤防修築を定めた營繕令近大水条には、修堤に要する労働力が天皇大権に属する軍団兵士の動員をとまうこと、また要月・閑月の別などによって通常修理と緊急修理の二つのケースが存在すること、緊急の修築事例は8世紀後半から9世紀前半に集中し、9世紀後半以降の史料は洪水の事実のみを記し、堤防修築などの具体的対応が全く記されなくなることを指摘する。この現象は、第二章の結論とも連繫し、国司主導の危機管理の整備によって律令国家の日常的「危機」意識がしだいに地方から後退しつつあることの証左としている。『日本三代実録』等の編纂姿勢や、二章・本章で論じた国衙体制の整備、中央への伝達システムの整備などとのより細密な関連づけが求められるが、結論はおおむね妥当なものといえる。

附論では、14世紀に記された『異国牒状記』を素材として本論文が主要検討対象から除外した対外関係の危機について論及したものである。将来はこうした対外関係をも研究の対象とするという研究方向を示唆したものと理解したい。

以上、窪田藍氏の学位請求論文『日本古代の「危機管理」と律令国家』は、研究の現状を古代史のみならず、中世史や異なる社会学などの分野の研究成果を取り入れつつ、明確な課題設定がなされている。特に洪水や疫病などの日常にひそ

む危機の管理に焦点をしばっての研究は斬新な視角といえる。また論証は膨大な史料を丁寧に取り扱い、結論も明快で首肯できる。さらに本論の検討を通じて古代史研究にとって長年未解決とされてきた「飛駅・馳駅論争」に「危機管理」の視点から新しい展開を見せるなど、本論が学界に裨益する点も少なくない。こうしたことから審査委員一同、本論は学位（博士）論文として十分な水準にあると判断した。

2. 今後の課題

本論文は古代の危機管理の視点に立った最初の本格的な国家論である。それゆえ序論においては今後の研究の課題・展望をより明瞭に提示すべきではなかったかと思われる。

また、古代社会において災害の社会に与えた影響の広さ深さも考慮する必要がある。その意味では、かつて氏自身が卒論で取りあげた疫病などの災害と戸籍・計帳に見える人口変動を本論文に取り入れる必要があったのではあるまいか。

さらに、日本古代の災害とそれに対する国家の対応のなかに日本律令国家形成の特質を見ようとするのであれば、古代中国・朝鮮における危機管理の比較検討もなされるべきではなかったか。同じ天命思想でも日本はもとより新羅・渤海など受容する東アジアの諸国の発展段階によって意味づけが大きく異なる可能性もある。

以上、総括的な観点からの課題を記したが、これによって本論文の価値が損なわれるものではない。本論文を刊公する際には十分に咀嚼し、これらの点を具体化されることを期待したい。

3. 口述試験

口述試験は、矢野、飯尾、宮瀧の3委員とオブザーバーとして参加した荒木敏夫によって行われた。3委員の総括的質問と個別的質問に対して、窪田氏は適切かつ明快に回答し、十分な対応がなされたと判断した。なお、傍聴者は10名（本学大学院生・本学大学院修了者）であった。

Ⅲ 学位授与要記

一、氏名・本籍	窪田 藍（東京都）
二、学位の種類	博士（歴史学）
三、学位記番号	博歴甲第十九号
四、学位授与の条件	学位規則第四条第一項該当
五、学位授与の年月日	平成二十五年三月二十二日
六、学位論文題目	日本古代の「危機管理」と律令国家
七、審査委員	主査 専修大学文学部 教授 矢野 建一 副査 専修大学文学部 教授 飯尾 秀幸 副査 大東文化大学文学部 准教授 宮瀧 交二